

左近山中学校PTA 慶弔費規則

第1条 (趣旨)

この規程は、左近山中学校PTAに関する慶弔の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

第2条 (慶事)

慶事の場合は、次に掲げるとおり取り扱うものとする。

- (1) 職員(会員)の結婚に対して、祝い金 5,000円を贈る。
- (2) 職員(会員)または配偶者の出産に対して、祝い金 5,000円を贈る。
- (3) 会員が本会を代表して、他校の記念行事に参加する場合は、会費制の場合のみ支払う。

第3条 (弔事)

弔事の場合は、次に掲げるとおり取り扱うものとする。

- (1) 児童(生徒)死亡に対して、10,000円と供花
- (2) 職員(会員)または配偶者が死亡の場合 10,000円と供花
- (3) 職員(会員)の一親等の血族が死亡の場合 5,000円と供花
- (4) 保護者死亡に対して、10,000円と供花
- (5) 他校のPTA会長死亡に対して、3,000円と供花

第4条 (餞別)

餞別の場合は、次に掲げるとおり取り扱うものとする。

- (1) 職員の転退職については、餞別を贈り慰労の意を表す。
 - ・職員(会員)在職1年につき 1,000円+花束(上限10,000円)
 - ・非常勤・カウンセラー 花束のみ

第5条 (見舞)

見舞の場合は、次に掲げるとおり取り扱うものとする。

- (1) 職員に限り14日以上にわたる傷病による入院の場合、3,000円の見舞金を贈る。
 - ※傷病の重度等などにより、会長、副会長の協議にて適宜決定する。

第6条 (経費)

慶弔金はPTA会計により支出する。

第7条 (運営)

この規程の運営は、左近山中学校PTA 会計にて行う。

第8条 (その他)

本規程以外のものに対応が講ずべきものについては、会長、副会長の協議により決定する。

附則

本規程は、運営委員会の議決により改訂できる。

本規程は、令和元年12月7日より施行

本規程は、令和5年5月19日より施行